

1 3. 河川整備計画の基本事項

2 3.1 河川整備の基本理念

3 吉井川水系河川整備計画【国管理区間】（以下「本計画」という。）では、吉井川水系の
4 特徴を踏まえ、次の3つの基本理念を柱として、治水、利水及び環境に係わる施策を総合
5 的に展開します。

6

7 ■ 安全・安心な暮らしを守る

8 過去の洪水による被害や地形特性、背後地の状況等を踏まえ、吉井川水系河川整備
9 基本方針で定めた目標に向け、計画的な整備と効果的かつ効率的な河川の維持管理を
10 行い、安心して暮らせる安全な吉井川の実現を目指します。

11

12 ■ 川の恵みを享受し、豊かな暮らしを支える

13 吉井川の流水は、流域内だけでなく広域かつ様々な用途で利用されているとともに、
14 良好的な水質を維持しています。吉井川が人々に永く水の恵みをもたらすよう、これ
15 からも生活・産業に必要な水の安定的な確保や良好な水質の維持に努めます。

16 さらに、様々な活動の場としてこれから多くの人々が川を安全に利用できるよう
17 日々河川を管理するとともに、地域の産業にも着目し、川を軸とした様々な関係者と
18 の連携を深め、豊かな暮らしを支えます。

19

20 ■ 水と緑のふれあいと自然を育む川づくり

21 吉井川には、深い緑に包まれた上流部から開放水面が広がる河口まで、多様な自然
22 環境が残っています。

23 奥津渓、奥津温泉、高瀬舟の史跡等の吉井川と流域の人々との歴史的・文化的なつ
24 ながりを踏まえ、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる豊かな自然と緑が織りなす
25 良好的な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、重要種を含む多様な動植
26 物が生息・生育及び繁殖する豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めま
27 す。

28

3. 河川整備計画の基本事項

～河川整備計画の対象区間～

1.3.2 河川整備計画の対象区間

2 本計画の対象区間は、吉井川水系吉井川と支川のうち、国管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）である48.04km（吉井川、金剛川、苦田ダム）を対象とします。

5 表3.2.1 河川整備計画の対象区間

河川名等	上流端	下流端	延長(km)
よしいがわ 吉井川	左岸：岡山県和気郡和気町岩戸字コホツカ谷 606番地先 右岸：岡山県和気郡和気町田原上字日ノ谷奥 1527番の24地先	海に至る	32.8
こんごうがわ 金剛川	左岸：岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799番の1地先 右岸：岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第 56番の1地先	吉井川への合流点	3.8
苦田ダム	吉井川 岡山県苦田郡鏡野町西屋宇荒神谷口 495番地先の町道橋下流端	岡山県苦田郡鏡野町久田下原字平床 1536番の5地先の入堰堤から300m下流地点	9.45
	得谷川 左岸：岡山県苦田郡鏡野町黒木字石井 770番地先 右岸：岡山県苦田郡鏡野町黒木字笹淵 778番1地先	吉井川への合流点	0.66
	河内川 左岸：岡山県苦田郡鏡野町河内字家ノ向 249番1地先 右岸：岡山県苦田郡鏡野町河内字宗次 798番5地先	吉井川への合流点	1.08
	箱川 左岸：岡山県苦田郡鏡野町箱字西ヤシキ 461番1地先 右岸：岡山県苦田郡鏡野町箱字家之後 191番1地先	吉井川への合流点	0.18
	西屋川 左岸：岡山県苦田郡鏡野町西屋宇河原畠山神 162番地先 右岸：岡山県苦田郡鏡野町西屋宇河原畠山神 795番地先	吉井川への合流点	0.07

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

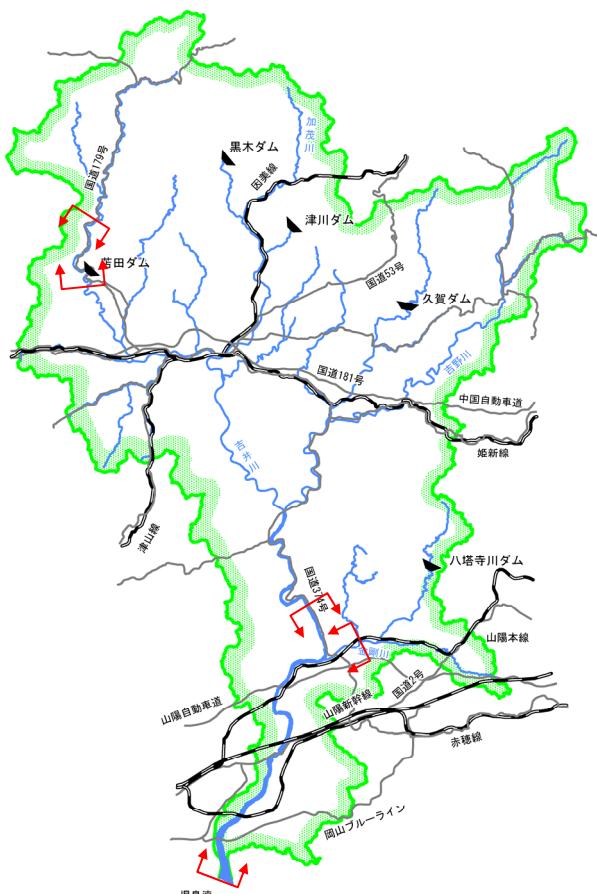


図3.2.1 河川整備計画の対象区間

⇨⇨:国管理区間

3. 河川整備計画の基本事項

～河川整備計画の対象期間～

1 3.3 河川整備計画の対象期間

- 2 本計画の対象期間は、概ね 30 年間とします。
- 3 なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、
- 5 技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。